

第十回 参議院水産委員会会議録 第十八号

昭和二十六年三月二十日（火曜日）午前十時二十七分開会

○船舶職員法案に関する件

○運輸委員会に対する申入れに関する件

○委員長（木下辰雄君） 只今から委員会を開会いたします。

船舶職員法案を議題に供します。

船舶職員法案を議題に供します。この法案に対し質疑がありましら願います。

○秋山俊一郎君 今回提出されておりますこの船舶職員法のうち、従来なかつたところの二十トン未満五トン以上の漁船船員に対しても試験を行なつて、船舶職員の資格を与えるといふなことになつておるようありますが、実は私もこの法案を昨日初めて拝見いたしました、あらかじめの説明を伺つたんでございますが、御承知のように、五トン以上二十トン未満の漁船で漁業をやつておる連中は、船の運航が商売じやなくて、漁をするのが商売である。従つて勿論漁をするためには船を動かさなければ漁はできないから、船を動かす技術も勿論具えてはおりませんが、何ら勉強して、学問的に勉強してやつたような連中ではなく、実地の経験から魚を取るために船を運航するといふような技術を習得しておる、その程度のものでありまして、これが試験を施すということになりますと、これらの船頭なんかに対して大変なショックを与えると思うのです。殊

に学術試験をするといったようなことがあります。こういうことは、勿論程度の問題でもありますようけれども、従来やつておりますのは、長い間

の法規に對して質疑がありましら願います。

○秋山俊一郎君 今回提出されておりましたこの船舶職員法のうち、従来なかつたところの二十トン未満五トン以上の漁船船員に対しても試験を行なつて、船舶職員の資格を与えるといふなことになつておるようですが、実は私もこの法案を昨日初めて拝見いたしました、あらかじめの説明を伺つたんでございますが、御承知のように、五トン以上二十トン未満の漁船で漁業をやつておる連中は、船の運航が商売じやなくて、漁をするのが商売である。従つて勿論漁をするためには船を動かさなければ漁はできないから、船を動かす技術も勿論具えてはおりませんが、何ら勉強して、学問的に勉強してやつたような連中ではなく、実地の経験から魚を取るために船を運航するといふような技術を習得しておる、その程度のものでありまして、これが試験を施すということになりますと、これらの船頭なんかに対して大変なショックを与えると思うのです。殊

○政府委員（松平直一君） 只今の御質

問でござりますが、今回新設しました小型船舶操縦士の免状の試験について

は、必要な最小限度にとどめるといつ

つもりであります。只今お話をござ

いました通り、今回初めて小型船に免

許制を設けまして、試験をいたします

し、又その実態が只今おつしやいまし

た通り、非常に程度が低いといふこと

を私のほうも十分承知しておりますの

で、例えば海上の交通の規則の中の非

常に基礎的なもの、即ち海上衝突予防法の極く基礎的なもの、或いは海難防

止のための天候、気象関係、そういうもの最小限度の知識を試験するという

に学術試験をするといったようなことがあります。こういうことは、勿論程度の問題でもありますようけれども、従来やつておりますのは、長い間

講習会なんかを開きまして、そうしてそのあとで試験をするといったようなことをやつておりますけれども、これらの連中は、人に雇われて乗つておる關係上、一ヶ月も講習を受けるというよ

うな余裕はともありません、恐らく二週間といつても、出て来て講習を受けるようないなもの

と思つておる、この試験の程度につきまして、どの程度の試験を行なうお考え

でありますか。先ずその試験の、これら

の試験を受けずに乗つておるといつて

反が相当出て来るのじやないか。まあ

試験を受けずに乗つておるといつて

も、試験を受けて、資格を持つ者を雇うて乗せるという余力はこれらの者

にはありません。みずからやつて行つて、辛うじて商売をするような状態でありますから、そういう何はない。そ

うしますと、従来におきまして二十

トン未満の船には資格者を乗せなくて

もよいといふことになつておりますた

うしますから、そういう何はない。そ

うしますと、従来におきまして二十

トン未満の船には資格者を乗せなくて

もよいといふことになつておりますた

うしますから、そういう何はない。そ

うしますと、従来におきまして二十

トン未満の船には資格者を乗せなくて

もよいといふことになつておりますたうしますから、そういう何はない。そ

うしますから、そういう何はない。そ

をやめるか、こういう一つの岐路に追

い込まれておるのであります。私ども、みずから船に乗つてみずから運

航して商売をしておるという者を誰

が証明するか、むづかしい、これは結

局市町村長が証明する以外に証明のし

ようがないという場合が多いと思いま

す。そういつた者に対しましての試験

は、この過度期におきましては、永久

にそういうことを私は主張するわけじ

ます。そこで急遽行うことのために、これ

を運航する技術を正規に習得して、そ

うして資質向上するということにつ

いては大賛成であります。併しながら、

これを急速に行うことのために、これ

を運航する技術を正規に習得して、そ

うして資質向上するということにつ

いては大賛成であります。併しながら、

これを急速に行うことのために、これ

を運航する技術を正規に習得して、そ

うして資質向上するということにつ

れるなり何なりといふような措置も考えております。それから試験の内容も先ほど申上げましたように、最小限度のものなのでございますが、大型船の試験をいたしますよう、非常にむずかしい筆記試験などを考えておりません。むしろ試験を通じて知識の啓蒙指導に当るようなふうに考えておる次第であります。それから履歴の証明の点もございましたが、御承知の通り今回的小型船舶操縦士の連中を証明いたしましたものは、船員法の適用もございませんから、船員手帖を持つております。これは船主ならば自分自身又は漁業会等の証明、或いは乗組員ならば船主の証明というようなもので十分その履歴を証明したいと思つております。

○秋山俊一郎君　皆さんお考えになれば、誠に簡単にお考えになりますが、一体漁業者にお会いになればすぐわかる。とても人の前に出て来てそういう説明はできない連中が多いのだから、とてもみすから行つてそういうおえらがたの前で自分の考え方を話すということはできないと、頭から自分で考えてかかる連中が多いのです。これは私は誠に恥かしい話で、我々の同僚、業界の中にそういう連中が今以ておるかといふことは、私も言いたくないのでありますけれども、ただこの経済状態の面白くない際に、何遍でも受けければよいじゃないかと言つたつて、とてもそんなものではありません。これが普通の船員であるならば、閑漁期に下りて来て、或いは船主の指導の下に試験を受けよう、或いは少し勉強をしようとしたこともありますけれども、その日その日を暮しておる連中が、何遍も試験を受けに行くということは考えられ

ないのです。だから丁度先だつてもあん摩、はり、きゆう師の試験等も出て来て、片端から試験々々とおつしやつておられます。これは私はこの法律を制定するにつきまして公聴会でも開きました、一般大衆漁民の声もとり入れて頂きたいと思ひましたが、それもできないということです。そうすれば我々の責任も非常に重いのであります。この際特にこれを考えて頂いて、中央におられるかたはそういうお気持でおられましても、実際に試験に当る人の気持は必ずしもそうではないかも知れない。私は曾つて二十トン以上の船に乗込むところの丙種運転士、或いは機関士等の試験をするために講習を開きました、関係官等のおいでを願つて、そうしていろいろな団体が講習を受け、二週間なり、或いは長いのは一ヵ月というような講習をいたしました。そして試験を受けさせたのであります。それがそれでも合格しないものもたくさんある。そういういろいろな経験を持つておりますが、そういう連中は皆若い者であります。大体二十代から三十代くらいの者で、四十過ぎた者は全然来ない、そういう連中ならばいいのであります。現在の漁師は五十、六十になる者が乗つてやつておるのに、それを引出して試験をするといふことは、私考ると誠に可哀そうであり、これが試験が受けられなかつたら商売はできないのだといふことになると、一家の破滅といふようなことも考えなければならぬので、この試験制度につきましては、経過規定は三年であります。しかし普通の船員のようなふうには考えられないと思ふ。従つてこの規定は私は暫く削除し

おられますような、市町村長乃至は漁業会長等の証明によつて一応資格を与えてもらうといふことでなければ、大きなショックを与えるのみならずこれに騒動になりはせんかと私は考へるわけであります。これは恐らくまだ全国の漁民には滲透しておりません。一部の人はそういうことを聞きつけて大分猛烈に運動をしつつある。こういうことをやられては困るということを言つて来ておる向きもあるのであります。が、全般的に恐らく知られていないと思う。それで全般的にこれがわかつて来ますと、それは困るという声が強くなると思いますので、何とかそぞうでもやはり口述試験等をやらなければならんものか、それがためには例えば海上の衝突予防法のごときものも教え込まなければいけないといふのももたんさんあると思うのです。そうしなければ困るというものもたくさんあると思います。併しそれによる損害となるものはそなたくさん出ておりません。むしろ大きな船からやられる場合多い、それは小さな船からではなく、大きな船がやるということが多い、それは多くは港内の問題です。従つて一律にこういう規定が出るということは、非常に私ども憂慮しておるのであります。が、私はむしろ漁船法もできたので、船員法と別に考えたらどうかと申しますと、このまま私はそれを通すわけに行かんと考えます。もう一応そういう

つたような内容について、これはどうも
いうふうに通りまして、試験をとい
ものは、尤も試験を行うということを
書いてある以上は行わなければならん
でしようが、何かその辺を修正して行
くということについての非常な不都合
なことがあるかどうかお伺いしたいと
思います。

○政府委員(松平直一君) 只今の御質
問のうちの、結局は試験のやり方、或
いは内容について、実情を考えてもつ
と緩和せよという御趣旨と存じました
が、実は先ほどいろいろ御説明申上げ
ましたが、非常に抽象的のように受取
られますが、これが私のほうでは御承
知の通り、現在でも漁船の船員の試験
は実際実施しております、只今御心
配のような程度の試験も実際やつてお
りますので、試験官としては、そういう
方面の取扱いと申しますか、要領と申
しますが、相当慣れておるつもりでござ
ります。それで例えば試験官の前へ出
れば口がきけなくなるとかいつたよ
うな御心配は恐らくなないと想います。
それから先ほど何遍も試験を受けれ
ばよいというふうに申上げましたが、
これは一つの例にいたしましただけで
で、実際は内容は非常に簡単で、結局は
漁師が経験と履歴で以て学び取つた
ころのものを、一応ほんのちよつと補
足する程度のものでござりますので、
恐らく落第をするようなことは考えて
おりませんのです。(笑聲)

からも委員が出て頂いて、こうした討論になりましたのですが、公聴会を二回開きまして、この問題は実は出ておる次第であります。

○秋山俊一郎君 じや公聴会はいつどことで開かれたか、私は実は水産に隣接して、今まで水産以外に関係したことのない人間であります。誠に不勉強で昨日実は初めてそれを知つたわけでもあります。私が知らないかつたからほんの人も知らないということは言えないのですが、恐らくこれが漁民に渗透しておるとは私は考えられないのです。公聴会はいつどこでおやりになりましたか、そしてどういふメンバーがお集まりになりましたか。

○政府委員(松平直一君) 二十五年一月に東京と神戸において開かれております。

○秋山俊一郎君 そうして、出て来な者はどういう連中ですか。

○政府委員(松平直一君) 公聴会には御承知の通り各界の者が参加しております。

○青山正一君 今秋山先生がおつしやつたように、二千トン未満、五十トン以上のような関係のものは全部合わせますと、大体の数字は二万見当だらうと思いますが、実際には大体四万なんですね。ところが今五トンとか七トン、八トンぐらいの船に乗つておる船長といふ者は、恐らく小学校を出たような人は一人もいません。場合によつては自分たちの名前ぐらい書く程度で、あとは恐らく字も知らないという人が多いのです。いか、こういうふうに思つております。現にこの前の公聴会に出ておられた機関士なり、或いはああいう人たちも

の言葉つきを見まして、それは殆んど淳朴でありまして、学校よりも、むしろ十ぐらいの時分から先ず第一に船の甲板、それから機関でもいじろうか、それから船長になつて行こうかと、いう連中が非常に多いわけですが、その連中に、今こりうるうな法案をつきつけて、そうしてやれと言つても、恐らくこれは無理だらうと思います。勿論こりうるうな法律自身の行きかたというものは、これは理窟はつきりわかつております。理窟はつきりわかつておりますが、現在では四万近くの船主とか、そういうふうな機関士のかたは、今急に試験をする、ころしなければいかんというような、ただその言葉だけを聞いても、皆そつとするのじやないかと、こりうるうに考えている。それで今秋山さんからいろいろ御意見があつたわけですが、それはただ村の村長あたりの証明か何かではつきりその理窟がつけられるものならば、つけて頂ければ結構だし、若しでききなければ、その三年というやつを五年とか十年くらいに何とかできないものかしらんといふうなお話もできるのではないかとか、こりうるうに思つております。これも三年を五年とか十年にできないものでしようか、どうなんでしょうか。この五トンといふうことになりますと、これはなかなか問題だらうと思うのですがね。現在ある数字は二万人だらうと思ひますけれども、あなたのほうのお調べではそうなることになりますと、これはなかく實際上は四万人以上になつてゐるだらうと思います。そうするとこれの漁業に及ぼす影響というものは非常に多い

いうことについて秋山さんから聞聞いているわけですが、どうでしようか。三年を五年にするとか、或いは七年とか十年にするという、今の段階をそういうふうにして救う途はないかどうか。
○政府委員(松平直一君) 今のお話でございますが、猶予期間を三年と置いていたわけであります。私のほうでは先ほどから申します通り、急激に施行することが非常に影響が大きいというのを、一応三年間の猶予期間を設けたわけでありまして、その間私のほうでは勿論のこと、今秋山さんのお話のように啓蒙宣伝には勿論当ります。又関係官庁も、実はこのことについては深くお考えを頂いて、いろいろ御計画があるようでございますし、私のほうでもこれを立案するに当たりましては、十分協議をいたしております。
この三カ年間で大体行くのじゃないかということで三年ときましたので、五年でなければなんとかどうかという点は、これは相当問題があるかと思いますが、一応三年ということでおかれうということになつておるわけであります。

○秋山俊一郎君 若しそうだよすれば、これは意見がないから賛成だと見ていいのか、或いは知らないで黙つているのかということになるのですが、私は後者のほうではないかと思う。そういうことを考えますが故に、この問題を黙つてするべくと通すわけに行かない。こういうふうに私は考えて、強く昨日からどうすればいいかということを心配しているわけであります。今日も私どもの同僚の運輸委員の人々に意見を一応話してあるわけであります。どうも何とかこれはのままで置いては大変なことになりはしないかと私は考えますが、委員長はどうお考えになつておりますか。

しなかつたら二回も三回もやるということになれば、三回も四回もやらなければならん。そういうことを三年以内にやり得るかどうか、それが一つと、もう一つは第八条にありますように試験のたびごとに五百円の金を出さなければならぬ。而もこの効力は五年で以てこの免許は無効になり、又やらなければならぬ。こういう煩雑な手続ですね。而も今まで無免許で通つていた者に対して適用することができるかどうか。それから第十条の罰則でありますか。が、こういう罰則は、小さなものについても一度あつたならば取消す、取消したならば二ヵ年間は試験を受ける資格がなくなる。こうなれば、零細なことについて、水産委員会として非常に問題になりまして、実は運輸委員会に対して連合委員会を申込んだが、申込む前に一応保安庁の意見を聞いて、事実上秋山委員が言われたように、市町村長或いは漁業組合長あたりが証明したならば、無条件で免許でもくれるというような便法が講ぜられれば、えて我々はこの法律をいじくる必要はないと思つておりますが、そうではなく、やはり学術試験を行うということになりますれば、我々としては相当修正しなければならぬ。かような見地から先ほどから真剣に質問しておるのであります、が、こういう点に対する松平部長の御意見を伺いたいと思います。

個所へ集めるということではありません。そこで、こちらから出向いて行くといふことをも予定しておりますので、受験者の負担をできる限り少くする点は考えております。御承知の通り保安庁には試験官というのがおりますが、これで足りない面も予想されますので、私の方には海上保安部とか或いは保安部支所別にやはり免状を持つた、経歴を持つた者が多数おりますので、そういう者を動員いたしまして各地に出向いていたすつもりでおりますから、その点についての負担は御心配のようにはないらぬと考えております。

それから先ほどからたび々申上げましたが、学術試験ということでございまます。が、学術試験ではなく口述試験だけを考えております。又手数料につきましても、試験を受ける場合には五百円以内でございますので、勿論適當な額を考えます。百円以内にするつもりで考えております。

○委員長(木下辰雄君) いま一つ伺いますが、今のお話では、各地に試験官を派してやる、こういうお話ですが、三年間において五万人の試験を十分やり得るというようなお話でありました。が、漁村においては全部の船が港に集中しているということは非常に少い。今日は試験日といいましても、日先に非常に風で、そこに集まっている場合は、恐らく港から出漁してしまうだろう。出漁するなどいつても、補償せん限りは、一日例えば三万円なり五万円なり取れるというのを放つて、港に安閑としておる漁師は殆んどない。時化の日にしなければならない。時化なら時化の日に大量に集まつておりますけれども、その時化の日を選んで試験を

○政府委員(松平直一君) 只今の御心配の点は、実は私どものほうも非常に考えておる点でございまして、勿論各地に派遣して行う予定であります。それは私どものほうにもこういう適当な者がおりますからそう考えました次第でございまして、御承知の通りこの試験の内容は、例えば大型船の、筆記試験をやりましたり、いろいろむづかしい問題を出す試験でございませんので、時間的にも割合早く行きますし、又漁閑期とか休日とかそういうようなものを利用いたしまして、十分受験者の便利を図るつもりでございます。

○千田正君 委員長の今の質問に統いて補足して聞きますが、さつき保安庁のほうの説明による、いふと、二回ほど公聴会をやつて、それが神戸と東京だ、こういうことは恐らく大型の船舶に対する公聴会だらうと思うので、二十トン以下の小漁船に対するそれを代表する人が出ておらなかつたのではないか、こう考えるのであります。もう一つは、只今の保安庁のお考えになるような、保安庁から人を派遣して、或いは試験官を派遣して各村々を廻つて試験をやる。これは成るほど肯ける点もあるのであります、先般大久保長官を呼んで、この委員会と外務委員会で質問した場合において、現在海上保安庁においては哨戒の船さえも足りない。マックアーラー・ライアンの問

問題が起きたときさも哨戒の船さを足りないので、とても手に間に合わない状況である。こういうような状況において、果して今あなたがおつしやるようには休日を利用して、或いは漁閑期を利用して、その限られた日に全国の島々、殊に交通の不便なところにこういう漁船が多いのです。そういうところまであなたがたが派遣されるだけの予算を取つておるか。この法案を通過するに際して、そういう試験に対する予算措置が恐らく取つてないだろうと思う。あなたがたの範囲内においてこの試験をやるだけの予算がないのだ。或いは早い話に燈台の設置の問題にしても、あなたがたのなかなか燈台の設置の費用が取れない。我々は一生懸命やつておる。それでさえも取れない。而もこういうような問題になると、四万人になんとすると小漁船のあるところは、とても神戸や大阪や東京のような大都市でもなければ、或いは一万人くらいの人口の都市でもありません。殆んど人の通わない八丈島に近いような所に、このいわゆる小渔船があるのです。そういうところまであなたがたのほうで試験官を派遣し、人を派遣するだけの予算があるのか、或いは実際そういう事実上の予算があるのか、これは先般の大久保長官の説明と非常に矛盾した点があるので、人が足りない、本当にあらゆるもの動員しても海上保安庁の職務を遂行しなければならない現在の情勢にあつて、船も人も足りないと、こういうことが実行できるかどうか、この点は甚だ私は怪訝に堪えないのであります。その点の御説明を願い

○政府委員(松平直一君) 最初の問題は、地方厅に委託してやるとするならば、そういうときにおける方法はどうしてやるかという点についてなお明確に御説明願いたいと思うのであります。で、公聴会を開いたが、漁船関係のほうは、は来なかつたであらう、又十分徹底をしないといふと、いう御質問ですが、勿論先ほど申上げました通り東京、神戸の公聴会のその関係のほうのかたは勿論見えました。又去年の六月から私のほうで特に海難防止対策というものを各地で実施しております。御承知の通りで今度の法案についても、まあ大体、いろいろふうな行きかたをするといううな点についての宣伝と申しますか、そういうものを再々行なつて来ております。この小型船が実施される点について御心配のほど地方は知らないということはないと存じます。

それから試験の実施でござりますが、これについて成るほど御質問の通り、非常に津々浦々にあるわけなくござりますから、法案にもござります通り、二十七条でございますが、小型船の問題が御承知の通りの数が多く、而も非常に分散をしておるといふ点に鑑みまして、この試験に関連しましては、都道府県知事に行わせることができることにいたしておるわざいります。

○委員長(木下辰雄君) 今千田委員の御質問に對してまだはつきりしていませんが、そういう場合に予算措置ができるかどうかという点について……。

措置に關しましては、人員において三名、費用におきまして三百万円が実は計上されております。それで三百円と十三名では少いではないかといふことでござりますと思うのですが、生ほども申上げました通り、専門の試験官でなくとも、私のほうの出先にそろそろ適當な者が非常にたくさんおりまして、そういう者を勤負いたしますので、この人員と経費によつて十分おつて行けると、こう思つております。

○千田正君 どうもその予算の問題が僕は少いと思います。というのは、日本の日本全国を、北海道から九州の端まで、十三人の試験官で、三百万円くらいのはした金で実際四万の船舶にせんするこの許可に対する試験ができますか、現実において……。而も三年間ですよ、三年間……。これは一年の予算計画ですか、三年間になるというと上百万円になりますか。

○政府委員(松平直一君) 只今の点で予算の少いという質問でござりますが、これはいわゆる指導官を考へてなるのであります。実際に行います者は、先ほどから何度も申上げました通り、地方の官署の資格を持つた、免状を持つた者を勤員する考え方でござります。その者はもうすでに現在おりますし、それに対して特に又増員は要らないと考えます。それから都道府県のほうへもどんどんこれは移ることになつておりますので、その点で貽えるつもりでおります。

○千田正君 仮に都道府県に委した場合は、都道府県にしてもこれはやさしくでしようが、そういう場合には、たゞお前のほうの県でやれということで委嘱されることは移ることになつておりますので、その点で貽えるつもりでおります。

○政府委員(松平直一君) この点にしましては自治庁と十分打合せがでておるわけでござります。自治庁のうでは、大体この二十六条にございするこの手数料で賄つて行く、まあ部賄えますかどうかわかりませんが手数料を收入としてその費用に充てということで話ができると思っております。

○青山正一君 先ほどから部長かいろいろ話がありましたのですけれども、この五トン以上二十トン未満とうやつですね、漁船に関する限り、はそこまで、部長の言うよくなとここまで納得は行つてないと思います現にここに漁村に關係しておる三人り四人なりの議員がおりますが、若そういうことがあれば、必ずそういうことが耳に入るわけですが、今現在おいて誰もそういう事實を聞いていい。そういうことを見ますと、ほか船舶の關係は、二十トン以上のほう関係は今の船舶法の適用を受けておのですからして、いろいろそういう問題も耳に入つておるだらうといいますが、漁船に関する限りは、恐らく百人おるものなら九十人は恐らく僕こういう実情を知らないと思いますそれともう一つは、今まで船員法のに、二十トン未満五トン級關係は全適用外になつておつたわけでありますのが、幾らかこうして除外例といつた係で済んでおつたわけでありますが、現に十九トン・九〇という船等でも、らく日本の漁船の中の大体七割か八

○政府委員(松平直一君) この点にしましては自治庁と十分打合せがでておるわけでございます。自治庁のうでは、大体この二十六条にございするこの手数料で賄つて行く、まあ部賄えますかどうかわかりませんが、手数料を収入としてその費用に充てということで話ができると思っております。

○青山正一君 先ほどから部長からいろいろ話がありましたが、この五トン以上二十トン未満とやつですね、漁船に関する限り、はそこまで、部長の言うよなところで納得は行つてないと思います。現にここに漁村に關係しておる三人り四人なりの議員がおりますが、若そういうことがあれば、必ずそういうことが耳に入るわけですが、今現在おいて誰もそういう事實を聞いていい。そういうことを見ますと、ほか船舶の關係は、二十トン以上のほう関係は今の船舶法の適用を受けておるのでからして、いろいろそういう問題も耳に入つておるだらうといいます。が、漁船に関する限りは、恐らく百人おるものなら九十人は恐らく僕こういう実情を知らないと思います。それともう一つは、今まで船員法のに、二十トン未満五トン級關係は全適用外になつておつたわけであります。が、幾らかこうして除外例といつた係で済んでおつたわけであります。が、現に十九トン九〇という船等でも、らく日本の漁船の中の大体七割か八

から考えて見てもこれはわかるわけですか。そういう実情です。十九トン九〇といつても、實際は二十五トンあるやつも、或いは三十トン近くものもあるし、これはみんな試験があるだらうということから来るいる原因だらうと思います。そういう点から考えて、二十トン未満五トン以上漁船に限つてということで、今まで幾らか段階を設けておるわけですが、この法律自体を一つ何か訂正して、そうして段階を設けたら如何ですか。例えば三年というやつを五年というようなことで……、そうすればその間に自分の息子が成人しちやつて試験を受けれる。これはそういうふうに法律の建前をして行かなければならぬといふ理窟はわかつておりますけれども、今恐らく、それを一体どうするかというとになれば、それはみんな小学校も出ない十二、三の時分から甲板の水洗いから、それが少し昇格して、焼玉エンジンをいじるとか、それが昇格しちやつて漸く船取りになつたというようなことは、普通漁船は船取りを以て船長上という関係の漁船に関する限りは、何かそういうふうなことで、一つもう少しぶか段階を設けるというよろなふうなことで進んで行つたらどうかと思うのですが、それに対する御見解は如何ですか。

いろいろいじくつてある点もございま
す。これはまあ大体三年間でよろしい
と思うわけでございますが、まあ三年
間といううちに私のほうが非常に固執
をいたすわけではございません。

○千田正君 海上保安庁の対象となつ
たこれは、なかく漁業に関する限り
は相当面倒なようであるというのが、
さつき秋山委員から言つたように、現
在就業しておる者に対しても、一応町
村長、若しくは漁業協同組合長の証明
があつた場合にはこれを許可して、三
年後の切替えのときはまあそれを切替
えて行くか、新らしく就業する者に対
しての試験ということをお考えになら
れるが、どうか。これはさつきも話が
出ましたが、何か三年前にあん摩、は
り、きゆうの試験法という問題が起きて
来た。丁度今と同じような問題です。
ところが全国のあん摩、マッサージ師、
はり、きゆうの連中が、大挙して議会
に押掛けて來た。結局そのときの関係
筋からの御指令というのは、いわゆる
不衛生である、そして医学的経験を持
つておらん、だから一応人体衛生学と
いうものを勉強して、そうして消毒の
一つも覚えてからでなきやあん摩、は
り、きゆうの免状を手えない。ところ
が全國のあん摩、はり、きゆうの諸
君は、そういうことはまあ勉強もして
ない。それから今免状を取上げられる
というと、明日からもう生活をやつて
行けない。早く言えば今度は個人の人
権に対する非常な侵害になる、生活
の……。そういう問題で非常な問題が
起きたことがあります。結局そのとき
関係筋の了解を求めて、現在就業してお
る者に対してはこれを従来通りに免許
状を交付する。併しこれから受けける者

に対しては、本法の施行に際しては条文にあるような一応の衛生学を勉強した者に対して、試験の上にこれを厚生大臣が許可するという問題で、一応けりがついたことがあります。それと同様に、この二十トン以下の小型漁船にいる人たちが、明日の生活に關係する問題が相当出て来ると思う。そこで仮に繁文縛礼をやるのじやなくして、生活の実態を捕捉して、それに対する方法を考えるのが、いわゆる法律の効果の最も正しい方向であり、又我々政治を行ふ者からすれば、そなへなければならぬといふ現実を直視しまして、その点を十分考慮する必要があるのじやないか。その点について松平部長の一応の御見解を頂ければ結構だと思います。

「だん／＼引上げて行つてもらいたい、こう考えております。

○千田正君 非常に細かいことを聞いて恐縮ですが、さつき予算が三百万円、それからまあそれで足りない分は免許料のうちからそれを一つ充當する。大体免許料は百円でしたか、ところが今おつしやるところによると、どういら免許状を差上げるのか知りませんが、なかなか紙が高くなりまして、印刷料を入れて相当の金額になります。それをあれするというと、仮に一県千人の受験者があるとしますと、せいぜい二万円私はこれは相当まあ予算がないということ、実際あなたが企図しているような結論に到達しないのじゃないかと思いますので、この点を一応聞いて置きます。

○政府委員(松平直一君) 例えば地方の都道府県で行いますような場合の試験につきましては、いずれいろいろ実際行うということになりますと、交付金の問題とか何とかいうのが起ると思いますが、この点につきましては、一応自治庁と打合せてきめた点でございます。

それから当方といたしましては、最初の予算でございました三百百万円、成るほど余り十分でないとは思いますのですが、まあこれで行きます。又再来年度の予算につきましては私どものほうも十分努力するつもりでござります。

○秋山俊一郎君 先ほど来試験の内容或いは施行方法についての御説明がありましたが、お話によりますと、殆んど無試験状態であつて、落第する者はないような御予想であるようあります。然らば何のためにこの試験をやらなければいけないか、どうせ皆通すな

明くらいで通してやつて、三年なり五年なりの先においてもるようにしたほうがこれはいいのじやないか、ただそんな形式的のことと漁民に負担をかける、負担をかけるということは、単なる試料の負担ではない、仕事を休むとか、精神的な負担を与えるということは、この際無理にやらなければならぬというふうには御説明では受取れないと。それならば私はさつきから申上げておるようくに、若しそういうけりをつけなければならないなら、証明をして、ただこの経過規定の中にもそういうことを入れて、そうして五年先なら五年先において初めてこれを実施していくということにしなければ何ら効果はないと思います。

験を行ううといふことになつておりますが、こうやるには、どうしても一人に二、三十分間を要する。場合によつては一ヵ所に千人もおるところがある。そういう場合において、僅かな費用で而も僅かな人員で三年間において全部やり得るということは、私どもどうしでも考へられない。又それほどの効果がない。秋山君のお説を通り、無理してまでも効果のない試験をやる必要がどこにあるかということは、私どもも言えると思う。その点要するに海上保安庁として経過規定を置いて、この海技の免状に対しても市町村長或いは漁業協同組合の認定或いは証明によつて無条件に免状を下付するというよろな制度でもできない限りは、如何に松平部長が、皆通るようにするのだと言われても、試験官によつてはなか／＼そもそも行くまい。それから全部出張してやると言つても、その間においていろいろ紛糾を……、非常に漁村にマイナスを来たす、こういうことは決して当を得た措置ではない、そういう経過規定を作るか、若しくはこの二十トン以下の海拔免状を廃止するか、どちらかに私はしたいと思うが、それに対してもつきりした最後の答弁をお願いいたしたいと思います。

で、この海難を少しでも減らして行く
というのが航行の安全を期する一つの
非常な眼目であります。

う。私の言うのは、現在その職にある者者をそのままに認めて、新たに作るとか、新たに事業を始めるとかいう人は

が、この規定の精神は私はいいと思うのです。将来漁業に従事する者の素質を向上するという狙いによる趣旨は、

市町村長あたりが証明を与えるようになつたほうが万全を期されるのではなかと思ひます。そして経験のある老

これがやりますのには、いろいろな方法が考えられるわけございますが、とにかく乗組員にそういう知識を持つてもらうことが一番早道で確実であるという点で、慎重審議、各方面と連絡いたしておりますし、慎重度を設けるということにいたし、更にこういうことを設けたことによりまして、啓蒙する意味が非常に深く、それによつて更になお一層の海難の減少、航行の安全を期するというふうな観点からいたしましたわけでございまして、その目的には最も適合しているのではないか、こう考えたのであります。それで結局は小型船舶操縦士を設けるということになりますと、その実施の問題でございます。先ほどからいろいろ私も説明をし、又御意見承わりましたのですが、私の説明では或いは御納得が行かない点もあるのじやないかと思いますのですが、ともかくも目的が目的でございますので、そういうのを通じて今の精神を、何と言いますか、普及して行くという点に非常な要点を置きました制度なんですが、十分考慮し、又実施をいたしました上で、支障がございましたら、如何様のお叱りも受けたい、こう思つております。

現もとより別でありますか、市町村長若しくは漁業協同組合が証明を與える。現在その職にある者は無条件で與えられる。與えられた人は永久に免状を持つ必である。何のために五年ことにする必要があるのかと思ふ。新たに就業をする者に対しても適用するが、現在職にいる者にそのまま認めるということはできるか、できないかということをもう一遍お尋ねしたい。

○政府委員 松平直一君) 只今の点は非常に問題の点なんどござりますが、まあ國家試験という立場から申しますと、そら簡単なふうにも行かないわけですから、ございまして、又実際試験を受けるほうの側から申しますれば、只今の御心配の点が十分ある。その両方を考えますと、まして、先ほど来説明いたしましたような方法で、その両方をむしろうまく調整をして行きたい、こう考えております。

○委員長(木下辰雄君) ほかに質問がありませんか。なければ水産委員会としての態度を決定いたしたいと思います。

今皆さんの御意見によりますと、現在のその衝に当つておる船長若しくは機関長は、そのまま漁業協同組合長、或いは市町村長の証明によつて免状をもらうといふようにするか、附則としてするか、もう一つは、二十トン以下の海技免状を廃止するか、その二点にあると思いますが、如何いたしましょ

非常に私も賛成なんです。ただ急速にこれを行なうことによる非常な影響を恐れるものであるからして、今委員長のおつしやつた前段の方針をとりたい。私は考える。そうしてこれが三年或は五年の後にはこの条件によつて試験を行なつて行く。この三年の間において前段のお話のように市町村長或いは漁業協同組合長という者の証明は、私は市町村長のほうがいいと思う。市町村は長でないと、漁業協同組合ではちよつと資格の点においてどうかと思ひますし、又市町村長がわからなければ、漁業協同組合長あたりの意見を徴してやればいいわけですから、市町村長の資格証明がある者に対するは操縦士の資格を与える。こういうふうに修正して改めなければ結構だと思います。

に對して与えるといふのが妥当ではあるまいか、そうして三年、二年の期間の間に今後機関士なり機関士の免状を持つとする者は講習会か何かそういうのによつて勉強して、そうして試験受けて許可を取るといふ方法が妥当であると私は考えます。

○委員長(木下辰雄君) 市町村長とうど、東京都の場合には区長ですな。

○千田正君 そういうことになりますね。

○専門員(岡監信君) 市町村長の場合は書き方があります。市町村長の場合は……。

○千田正君 六大都市の場合においては区長なら区長。

○委員長(木下辰雄君) それではさていう工合に修正意見を附則として附ることをここに決定いたしまして、まことに運輸委員会に申出るということ」御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ない、認めます。

○青山正一君 ちよつと別紙の附に「漁船の場合」と書いてあるのでござが、その第二段目に「総トン数二十分未満の漁船(四十馬力以上の推進機関を有するものに限ると。)」こういふ関係はいいにしましても、機関長、丙種機関士はいいですか、悪いですか、その点検討する必要がある。別表四、二段です。機関長、丙種機関士。

○専門員(岡監信君) 四十馬力以上

推進機を持つておるものに限るというのであるから、大型馬力を持つていな
いものはいいでしよう。

○青山正一君 これは秋山さん、どう

ります点はこれでいいと思います。四十
馬力以上のものは、免状がなければ

いけないが、四十馬力以下のものは、
これは機関士においてはいい、四十馬

力以下のものは差支えない。以下のもの
のはかまわない。

○委員長(木下辰雄君) ではさよう決

定する」と御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(木下辰雄君) それでは本委
員会の決定事項として、委員長名を以
て直ちに運輸委員会に申出いたしま
す。

本日の委員会はこれにて散会いたし
ます。

午前十一時三十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事

青山 正一君
千田 正君

政府委員

海上保安庁海
事務局側

常任委員 会専門員 岡 松平 直一君
常任委員 林 櫻内 義雄君
会専門員 達磨君

託された。

一、漁船法の一部を改正する法律案

(秋山俊一郎君外三名発議)

漁船法の一部を改正する法律案

(昭和二十五年法律第百
七十八号)

漁船法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

第二章中第三条を第三条の二と
し、第三条として次のように加え
る。

(動力漁船の合計総トン数の最高
限度等)

第三条 農林大臣は、漁業調整その
他公益上の見地から漁船の建造を
調整する必要があると認めるとき
は、根拠地の属する都道府県の区
域別又は動力漁船の種類別に漁業
(漁場から漁獲物又はその製品を
運搬する事業を含む。第四条第一
号において同じ。)に従事する動
力漁船の隻数若しくは合計総トン
数の最高限度又は性能の基準を設
定するものとする。

2 前項の規定により設定された動
力漁船の隻数又は合計総トン数の
最高限度は、設定の日から一年を
経過したときは、その効力を失
う。但し、同項の規定により更に
最高限度を設定することを妨げな
い。

3 第一項の場合には、その最高限
度又は基準につき漁業法(昭和二
十一年法律第二百六十七号)第百
四条の規定により設置された中
央漁業調整審議会の意見をきくこ
とができる。

4 農林大臣は、第一項の隻数若し
くは合計総トン数の最高限度又は
性能の基準を設定し、又は変更し
たときは、これを告示しなければ
ならない。

くは合計総トン数の最高限度又は
性能の基準を設定し、又は変更し
たときは、これを告示しなければ
ならない。

第三条の二第一項第二号中「(昭
和二十四年法律第二百六十七号)」
を削る。

第九項及び第十項とし、第八項と
して次の一項を加える。

8 前項の場合において、その変更
により当該建造、改造又は転用に
ついて第一項又は第二項の許可を
すべき行政庁が異なることとなる
場合には、前項の規定にかかるわ
ず、新たに第一項又は第二項の規
定による許可を受けなければならない
ない。

第四条を次のように改める。

(許可の基準)

第四条 農林大臣又は都道府県知事
は、左の各号の一に該当する場合
を除き、前条第一項、第二項又は
第七項の許可をしなければならな
い。

第五条第一項及び第二項中「第三
条」を「第三条の二」に、同条第一
項第四号中「漁船」を「動力漁船」
に、「漁業が」を「漁業が、」に、

「その起業の認可が」を「その漁業
につき起業の認可が失効し、若しく
は取り消され、又は同号の漁業に該
当する場合において、同号の許可が
に改め、同号を第五号とし、同項に

第四号として次の一号を加える。

四 第三条の二第八項の場合にお
いて、新たに同条第一項又は第
二項の規定による許可があつた
とき。

五 第三条第一項、第九条第三項、第
二十二条第一項、第二十七条第一
項、第二十八条第一項及び第二十九
条中「第三条」を「第三条の二」に
改める。

第六条第一項、第九条第三項、第
二十二条第一項、第二十七条第一
項又は第二项又は第二十九

項の許可を受けた者は、省令の定め
によつてその漁業に従事する動力
漁船の隻数又は合計総トン数が
その最高限度をこえることとな
るとき。

二 第三条第一項の規定による性
能の基準の定がある場合において
その申請に係る漁船が第七条
の二の規定により認定を要する
動力漁船である場合において、
その認定がないとき。

三 その申請に係る漁船が第七条
の二の規定により認定を要する
動力漁船である場合において、
その申請に係る動力漁船の性
能がその基準に適合しないとき。

四 その申請に係る漁船が第十六
条第三号の規定によつて登録の
取消を受けたものであるとき。

五 その申請に係る事項が虚偽で
あるとき。

事する漁業が漁業法又は同法に
基く命令により許可を要する漁
業に該当し、且つ、同法若しく
は同法に基く命令により起業の
認可を要する場合においてその
漁業につき起業の認可がないと
き、又は起業の認可を必要とし
ない場合においてその漁業につ
き許可の見込がないとき。

第五条第一項及び第二項中「第三
条」を「第三条の二」に、同条第一
項第四号中「漁船」を「動力漁船」
に、「漁業が」を「漁業が、」に、

「その起業の認可が」を「その漁業
につき起業の認可が失効し、若しく
は取り消され、又は同号の漁業に該
当する場合において、同号の許可が
に改め、同号を第五号とし、同項に

第四号として次の一号を加える。

四 第三条の二第八項の場合にお
いて、新たに同条第一項又は第
二項の規定による許可があつた
とき。

五 第三条第一項、第九条第三項、第
二十二条第一項、第二十七条第一
項又は第二项又は第二十九

項の許可を受けた者は、省令の定め
によつてその漁業に従事する動力
漁船の隻数又は合計総トン数が
その最高限度をこえることとな
るとき。

二 その申請に係る漁船が第七条
の二の規定により認定を要する
動力漁船である場合において、
その認定がないとき。

三 その申請に係る漁船が第七条
の二の規定により認定を要する
動力漁船である場合において、
その申請に係る動力漁船の性
能がその基準に適合しないとき。

四 その申請に係る漁船が第十六
条第三号の規定によつて登録の
取消を受けたものであるとき。

五 その申請に係る事項が虚偽で
あるとき。

七

第十一条の次に次の二条を加える。

(登録票の検認)

第十一条の二 前条第一項又は第十四条第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から三年を経過したときは、命令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならぬ。検認の日から三年を経過したときもまた同様とする。

第十六条を次のように改める。

(登録の取消)

第十六条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けた漁船が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合には第六条第二項の規定を準用する。

一 第三条の二の規定に違反して改変されたとき。

二 第十一条の二の規定に違反して検認を受けないとき。

三 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められるとき。

第十九条本文中「手数料」の下に「都道府県規則で定めるところにより都道府県に」を加え、同条の表中「第九条第一項の登録の申請をする者——二千円」を「第九条第一項の登録の申請をする者——二百円」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、省令で定める場合には、この限りでない。

第二十条中「船舶の積量の測度」

の下に「及び船名の標示」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(漁船原簿の副本の提出等)

第二十条の二 農林大臣は、都道府県知事に対し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に関する統計その他登録に関し必要な報告を求めることができる。

第二十二条第四項中「意見をきかなければならぬ。」を「意見をきくことができる。」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の漁船法第三条の規定に基いてした許可又はその申請は、漁船法第三条の二の規定に基いてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に改正前の漁船法第四条第一号の規定に基いて定めた動力漁船の合計総トン数の最高限度及び同条第二号の規定に基いて定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に漁船法第十二条第一項又は第十四条第三項の規定により登録票の交付を受けている者が受けるべき最初の検認の期日は、同法第十二条の二の規定にかかるらず、省令で定める。